

平成29年9月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年9月15日（金） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聡	委 員（教育長）
荒 川 由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦 溥太郎	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
澤 田 真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の概要

(新倉教育長)

会議に先立ちまして、9月1日市立久里浜小学校1年男子児童が交通事故によりお亡くなりになるという痛ましい事故が発生しました。本件に関しまして、教育委員会といたしましては、小学校にカウンセラーを派遣するなど児童の心のケアに努力しているところではあります。本日は会議に先立ちまして、今回お亡くなりになった児童に哀悼の意を表し、黙祷を行いたいと思いますので、皆さん、ご起立をお願いしたいと思います。

また、本日傍聴の方々も、ご起立いただければと思います。

黙祷。

(一同、黙祷)

(新倉教育長)

ありがとうございました。

どうぞ皆さん、ご着席ください。

(一同、着席)

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 日程第4 議案第45号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、8月定例会から本日までの間の所管事項についてご報告をさせていただきます。

お手元のほうに、教育長報告資料を配付させていただいておりますので、これをもとに、ご説明をさせていただきます。

8月の26日・27日に、美術館におきまして、夏の野外シネマパーティー「フリー・ウィリー」というのを開催させていただきました。

夕刻、美術館前の前庭に、映像シートを張りまして、野外映画会という形をとらせていただいておりますが、今年度につきましてはかなり涼しい、気候のよい時期でもありましたので、多くの方のご参加をいただいております。

私も27日には、夕刻、見に行かせていただいたところでございます。

9月の4日から、市議会の9月定例会が開催されました。4日は、上地市長が初めて就任されたということで、市政方針等のご報告をさせていただいた後、9月の8日、11日に、その市政方針に対します市長への質疑等が行われたところでございます。

教育委員会といたしましては、9月の9日から「tupera tupera展」を開演させていただいておりまして、私も当日伺わせていただきましたが、作家さんご本人と多くの支援者、あるいは多くの観覧者を見てきたところでございます。

ちなみに9月9日だけでも1,200名、10日の日曜日も1,000名という形で、作家さん15周年を記念したこれまでの作品が展示されているとともに、大変おもしろい試みといたしましては、自分の作品の中にあります「パンダのお風呂」という形でお風呂のコーナーをつくらせていただき、その中でお子さんたちが記念写真が撮れるような形になっております。

ぜひ、皆様も一度、足を運んでいただきたいなと思っております。

ちなみに、上地市長もお風呂の中で記念写真を撮られておりますので、そういった記念のパターンになるかと思っております。

9月の13日、14日につきましては、市議会の教育委員会の教育福祉の常任委員会が開催されました。今回、補正予算並びに各種の報告をさせていただいておりますが、昨日の委員会の中でも集中的にご質問がございましたのは、教職員の多忙化に伴いまして、その勤務実態調査をさせていただいたところ、あまりに大きな数字が出てきたことに対する反響が大きいかと思っております。

教育委員会としては、今後、教師の多忙化に向かって、どのような策がとれるのか、その最善の方法を早急に検討していきたいと考えているところであります。

9月の14日でありますけれども、幼稚園の教育課程研究会が開催されまして、44名の方のご参加をいただき、いわゆる、幼稚園と小学校に関する幼小の連携も含めてご協議いただいたところであります。

本報告には記載してございませんけれども、私の着任後、各小学校・中学校の状況をよりわかりやすくすることを考えまして、8月の25日からになりますけれども、小学校を中心に、現在、16校を回らせていただいているところであります。

できるだけ早く、各学校の状況、それぞれの学校における課題が違っていると認識していますので、早いうちに回りながら、校長・教頭先生、あるいは教員の方と意見交換を進めていきたいと考えておるところでございます。

ただいまの私のご報告につきまして、何かご質問がありましたらお願いをしたいと思っております。

(質問なし)

日程第1 議案第42号『平成30年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第42号『平成30年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について』ご説明いたします。

本議案は、諏訪、大楠両市立幼稚園の平成30年度の園児募集について定めるものです。

3ページからが諏訪幼稚園、7ページからが大楠幼稚園の募集要項になります。11ページは両園共通の入園志願票になります。両園とも、概ね同じ内容でございますので、諏訪幼稚園の募集要項をもとにご説明させていただきます。3ページをご覧ください。

まず、1 募集人員と入園資格ですが、両園とも2年保育で、諏訪幼稚園は25名、大楠幼稚園は35名です。入園資格は、ともに平成25年4月2日から平成26年4月1日までの生まれで、通園可能な方になります。

次に、2 入園志願票受付期間・場所等ですが、両園とも11月1日(水)から8日(水)まで、各幼稚園で午前9時から午後4時まで受け付けます。

次に3 入園の選考・面接ですが、諏訪幼稚園では11月9日(木)に、全体説明会を行い、応募者が定員を超えた場合には、抽選で入園予定者を決め、その後保護者および児童との面接を実施します。なお、大楠幼稚園では、11月10日(金)に実施します。

4ページをお開きください。

次に、4 入園決定者の発表と入園説明会ですが、諏訪幼稚園は11月10日(金)に入園決定者の発表と、入園説明会を行います。新制度においては、認定こども園や幼稚園を利用するためには教育認定(1号認定)を在住している市町村から受ける必要があります。そのための申請書類が「支給認定兼利用届出書」になります。なお、大楠幼稚園は11月13日(月)に行います。

次に5 入園受入準備費及び保育料ですが、まず、入園受入準備費として8,000円を納入していただきます。次に、保育料についてですが、原則として、本市が定める教育認定1号認定の利用者負担額となりますが、平成32年度までの経過措置として、月額11,000円を超える所得階層については、現在の月額保

育料である11,000円を上限とした料金体系となっております。

6 その他では、市立幼稚園が閉園の検討中であることについて記載しております。

以上で、議案第42号の『平成30年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について』の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(澤田委員)

3の入園の選考・面接の項目のところですが、「応募者が定員を超えた場合には」とありますが、例年の傾向として、諏訪幼稚園、大楠幼稚園ともに、どの程度の応募者があって、抽選に漏れた方がどのくらいいらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

また、この抽選と面接を同一日に実施するという事になっておりますが、応募者は、当日、子どもとともに抽選の段から来園されていて、抽選に漏れたら子どもとともにお帰りいただくということなのでしょうか。

(教育指導課長)

ここ数年、両園についても定員をオーバーするということはありませんので、抽選は行っておりません。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第42号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第43号『平成30年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第43号『平成30年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の平成30年度の幼児及び生徒の募集について定めるものであります。

3ページをご覧ください。

最初に幼稚部の志願の資格ですが、記載の(1)から(3)のすべてに該当する方が対象になります。募集人員は10名です。募集期間は平成30年1月9日

(火) から1月16日(火)までの午前9時から午後4時までとなっています。必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。

提出書類は、入学志願票です。

面接の日時ですが、平成30年2月1日(木)になります。内容については本人の行動観察と保護者面接であり、入学決定者の発表はその場で保護者に直接お伝えします。新入学保護者説明会を平成30年2月14日(水)の午前10時から行います。

次に高等部普通科ですが、志願の資格は記載の(1)から(3)のすべてに該当する方が対象になります。

次に、4ページをご覧ください。

募集人員は8名です。募集期間は幼稚部と同様、平成30年1月9日(火)から1月16日(火)までの午前9時から午後4時までとなっており、やはり、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくことになります。

提出書類は、「神奈川県公立高等学校入学願書(全日制の課程)」及び調査書、面接シートです。

選抜の方法は学力検査と、本人及び保護者との面接で、日時は平成30年1月24日(水)の午前8時50分からになります。

7.の学力検査教科および時間割については記載のとおりです。

続きまして、合格者の発表と入学手続きですが、平成30年2月1日(木)の午後1時にろう学校の事務室で合格通知を手渡しいたします。その後、平成30年2月7日(水)の午後4時までに所定の手続きをしていただきます。

新入学保護者説明会は、平成30年2月14日(水)午前10時からになります。

問い合わせ先を記載のとおりろう学校としてあります。

以上で、議案第43号『平成30年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』のご説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第43号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第44号『共同調理場の用地について』

教育長 議題とすることを宣言

(学校給食担当課長)

議案第44号『共同調理場の用地について』ご説明いたします。

本議案は、中学校完全給食の実施にあたり、新たに整備する共同調理場の用地を選定するとともに、その確保について市長に依頼するものです。

本議案により、選定する用地は、所在地、横須賀市平作5丁目1221番20、地目、学校用地、地積、14,984.00㎡、所有者は、横須賀市であります、旧平作小学校です。

別添の参考資料「給食センター用地の候補場所 検討経過」をご覧ください。

これまでの検討経過、選定の考え方についてご説明します。

まず、「1 各部局への照会」についてです。8月の定例会においても概要を説明しましたが、用地に関する情報収集のために、各部局に対し、(1)に記載した期間に、(2)に記載した条件で照会を行いました。その結果、(3)に記載しましたとおり、市有地については、上下水道局有地を含めて5件、市有地以外については、国有地4件、民有地9件の計13件の用地に関する情報を得ることができました。詳細は、6ページから7ページの「(参考) 照会結果一覧」に整理しましたので、後ほどご参照ください。

次に、「2 候補地の絞り込み」についてですが、中学校完全給食推進本部での意見や関係部局との協議内容を踏まえ、18カ所の候補場所について、絞り込みを行いました。

まず、「(1) 他の利用計画等」についてです。給食センター以外で、既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先すべきと考えましたので、候補場所18カ所のうち、他の利用計画等がある6カ所を候補場所から除外しました。

2ページをお開きください。

「(2) 配送所要時間」についてです。給食提供については、学校給食衛生管理基準で調理後2時間以内に喫食できるよう努めるとされていますので、配送所要時間は、安全・安心な給食を提供するという点から、最も重視すべき観点と考えています。事業者への聞き取りや他都市の事例を参考に、調理終了から給食開始までの流れを想定し、3ページの図にまとめました。図では、市内の中学校の平均的な日課から、給食開始時間、すなわち、給食を食べ始める時間を12時50分と設定し、その2時間前である10時50分を調理終了時間と想定し、配送以外に必要な作業内容を整理しました。図に沿ってご説明します。給食センターでは、調理終了後、配送準備として、食缶への配缶、コンテナへの積み込み、コンテナのトラックヤードへの移動、配送トラックへの積み込みなどを行い、出発準備の整った車両から順次センターを出発します。また、学校到着後は、校内における準備作業として、コンテナの荷下ろし、コンテナから配膳

車への食缶等の積み替えなどを行い、4校時終了時刻までに、各階の配膳室への運搬を完了しなければなりません。併せて、学校の責任者が給食開始の30分前までに検食を行う必要があります。

給食センターでの配送準備にかかる時間、学校到着後の校内での準備にかかる時間に加え、渋滞等のリスクも考慮すると所要時間の長い学校から配送を開始するなどの工夫をした場合においても、給食センターと学校間の所要時間は30分以内であることが望ましいと考えています。また、配送所要時間に渋滞等のリスクとして確保している10分を加えて考えた場合においても40分を超えると調理後2時間以内の喫食が困難と判断しました。なお、順次配送を開始するため、30分を超える学校数が多い場合も配送におけるリスクが高いものと考えています。配送時間が30分以内であることが望ましいこと、また、40分を超える学校がある場合は調理後2時間以内の喫食が困難と判断したことから、配送時間が30分を超える学校がある場合を△とし、40分を超える学校がある場合を×として評価しました。この観点により、候補場所を市有地である旧平作小学校、国有地である大矢部弾庫跡地と、民有地である横須賀インター周辺地区の3カ所に絞りこみました。

4ページをお開きください。

この3カ所について、次の観点から検討を行いました。

まず、「(3) 開始時期への影響」ですが、土地の造成に年数がかかることや市有地以外の土地取得で時間がかかると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まると考えています。旧平作小学校は市有地ですが、大矢部弾庫跡地は国有地であり、敷地面積も広大であるため、給食センター以外の整備計画を作成した上で国と交渉する必要があること、また、旧軍港市国有財産処理審議会の手続きを経なくてはならないことなどから、取得までに時間を要することが見込まれます。横須賀インター周辺地区は、民有地であることに加え、造成工事に着手しておらず、着手時期も決まっていないため、給食開始までには相当な時間を要することが想定されます。

次に「(4) 立地環境」についてです。旧平作小学校は、幹線道路に面しているため、車両通行に関して近隣への影響が比較的少ないと思われれます。また、前面道路に上水道、下水道、電気、中圧ガス導管などのインフラが敷設されています。一方、大矢部弾庫跡地は、幹線道路に直接面していないため、幹線道路へ至る道路に面する地域に対して影響が生じるおそれがあります。またインフラに関しては、上水道、下水道、電気は整備されていますが、中圧ガス導管が敷地まで敷設されていないので、引き込むには200mから400mの延長が必要となります。横須賀インター周辺地区は、未造成地ですので、新たにインフラを整備する必要があります。

以上のような観点から検討した結果、事務局としましては、市有地である旧平作小学校を給食センター用地の候補場所としたいと考えています。

5ページをご覧ください。

「3 旧平作小学校を給食センター用地の候補場所とした場合の課題」です。

まず、「(1) 建築基準法第48条ただし書の許可」についてですが、旧平作小学校に給食センターを建設するためには、建築基準法第48条ただし書の許可を得る必要があります。利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要となります。また、特定行政庁の許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となります。

「(2) 避難場所などの検討」については、旧平作小学校は、広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所として指定されていますので、既存施設解体後の避難場所などについて検討する必要があります。

次に、「4 今後のスケジュール (案)」です。本日の教育委員会定例会において、この議案で議決いただければ、9月29日に開催されます、中学校完全給食実施等検討特別委員会において、給食センター用地 (案) について報告し、ご意見をいただきたいと考えています。いただいたご意見を踏まえて、10月に庁議規程に基づき、市長、副市長や関係部長等により、市政の基本方針及び重要施策について審議するために設置される企画調整会議において、市として、給食センター用地を決定する、というスケジュールを想定しています。

なお、本日の定例会に先立ち、9月12日に開催した中学校完全給食推進本部におきましても、本議案と同様の内容を説明しました。各部署長からは、旧平作小学校をセンター用地とした場合、臭いが出る可能性があるため、除去できるような対策をとる必要性、避難場所についての検討、用地のうち、1万㎡を超える(余剰)部分の土地利用についてなどに関する意見が出されるとともに、これらの課題に対して、地域住民に丁寧な説明が必要であるといった意見がありました。

さらに、用地の検討過程においては、配送時間による要素が大きいですが、もう少し、丁寧な説明が必要ではないかとの指摘がありましたので、指摘を踏まえて、資料を修正し、今回の参考資料といたしました。

以上で、議案第44号『共同調理場の用地について』の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(澤田委員)

配送の所要時間、あるいはインフラ、開始時期の影響を考えた場合、やはり原案の平作小学校というのは最適であると思いました。

課題として挙げられた2点への対応の見込み、特に、先ほどご説明のところでもありましたが、避難場所についての検討というところでの見込みについて、お知らせいただければと思います。

(学校給食担当課長)

この避難場所などにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、避難地、避難場所ということで3つの指定をされております。

こちらのほうを所管している、市民安全部のほうとも協議を始めておりまして、仮に大規模な、例えば、火災が発生したような場合の広域避難地と、一時的に避難をするという意味での広域避難地という位置づけになるわけですが、センターという施設であれば、敷地自体はそれなりの面積がありますので、学校の校庭等と同じような、駐車場等も含めた敷地になりますので、そこについては確保できる方向で検討できるのではないかと。そして、そのほか、震災時の、いわゆる避難所としての、建物をどう使うかということについては、今後の検討ということで、協議を始めたところでございます。

(荒川委員)

先ほど、地域の方にも十分な説明が必要であるというようなご意見をいただいたというお話がありましたけれども、現在、平作小学校は学校開放などで、地域の方がご利用されているのでしょうか。

(学校給食担当課長)

旧平作小学校は、池上小学校と統合いたしました。統合後は、地域の方に、この平作小学校の用地が将来的に、例えば売却等になる場合の想定をして、それまでの間ご利用いただくということで、毎年、毎年、その見込みを地域に説明するとともに、いつまで学校開放が使えるかということも、丁寧に対応しているところでございます。

今回、仮に旧平作小学校でセンター用地をとということになりました場合には、その学校開放につきましても、地域の方に改めていつまでは使えるということ、また丁寧にご説明していくということになると考えております。

(小柳委員)

私も、避難場所について質問させていただきたいと思います。緊急時の炊き出しなどの機能については、どのような検討をされているのでしょうか。

(学校給食担当課長)

この給食センターを1カ所整備という中で、その際に、今後こういうことを検討していく中でも、少し整理をさせていただいておりますけれども、実際に他都市の事例等を見た場合には、単に給食をつくる施設というだけではなくて、何かあったときの非常用の炊き出しができるような機能を、そのセンターに持たせている。または、一定の食料を備蓄するような、そういった設備も付随して整備している、そういった事例もございます。

今回、センター1カ所ということになりましたので、今後、内容を具体的に、今回は用地の話になりますけれども、センター自身の、こういった機能を持たせていくのかということについては、また、今、並行して全庁的な会議の中で、検討をしているところでございます。

ですので、今、委員からもご質問ありました炊き出しみたいな機能を持たせるかどうかというのはまだ決まっておりませんが、今後の検討ということになります。

(三浦委員)

現在住んでおられる方々への説明、ここにも「良好な住居の環境を害する恐れがないと認められること」という項目があるんですけども、その辺は、感觸としてはどうなっているのか、もしよろしければお聞かせください。

(学校給食担当課長)

まだ直接、地域の方々に、今日は初めてこういった形で案としてお示しさせていただいておりますので、地域の方々へ、具体的な話はこれからになると思っております。

ただ、その際には、今ご心配されているように、地域の住環境をなるべく害さないようにということで、計画していかななくてはいけませんので、例えば車の交通の、どこから入ってどこから出るのかということ、または、調理をする施設ですので、においですとか、それから音といったものへの対応をどういうふうにやっていくのか、そういったところもしっかりと、この施設をつくる上での、いわゆる基本計画というのを今後つくっていくんですけども、そういった中でもしっかりと位置づけをして、そういった住環境に悪影響が及ばないようにというような形の施設にしていかなければいけないというふうには、考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第44号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について』

（教育指導課長）

それでは、報告事項（１）「平成29年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について」説明いたします。

平成29年4月18日に、小学校6年生・中学校3年生を対象にして、全国学力・学習状況調査が実施されました。国語・算数（数学）・質問紙調査が行われ、資料は、その市全体の結果の概要をまとめたものです。

2ページをお開きください。

小学校の教科別平均正答率とともに、各教科の概要をのせてあります。平均正答率につきましては、全国の平均正答率との差が依然下回っており、課題があると捉えております。

各教科の概要については、国語は、B問題である「主として活用に関する問題」を中心に課題があり、自分の考え等を「書くこと」に課題が見られます。

3ページをお開き下さい。

算数は、B問題である「主として活用に関する問題」を中心に課題があり、知識を活用することに課題の見られる児童の割合が多いことがわかります。また、A問題においては、「数と計算」の四則計算等に課題があり、身に付けるべきことの定着が不十分であるということがうかがえます。

4ページに、児童質問紙調査の結果の概要をのせてあります。昨年度と大きな変化はありませんが、「友達との約束を守っている」等の規範意識に関する設問での肯定的な回答の割合が高い状況でした。

また、「家で、学校の宿題をしている」についても肯定的な回答が90%以上でした。一方で、「家で自分で計画を立てて勉強をしている」の回答は全国と比較して5ポイント以上差があり、また、家庭での学習時間にも課題があります。宿題を中心として家庭学習に取り組んできているが、自ら進んで行う自主学習の習慣には至っていないと捉えられます。

5ページをご覧ください。

次に、中学校の結果についてご説明します。

学年が上がるにつれ全国の平均正答率に近づくという傾向は本年度も変わりはありませんが、中学校については、全国との差が各教科2ポイント程度下回っており、課題があると捉えられます。

各教科の概要については、資料のとおりですが、A問題である国語における漢字、数学における文字式の計算など「主として知識に関する問題」を中心と

して課題が見られ、いわゆる「基礎基本」を中心に、今後も改善に向けた取組が必要と考えています。

7ページをご覧ください。

生徒質問紙調査の結果の概要については、小学校と同様、昨年度と大きな変化はありませんが、「学校の規則を守っている」「友達との約束を守っている」等の設問については、肯定的な回答の割合が90%以上であり、規範意識について、良好な結果が見られました。

一方で小学校と同様に「家で自分で計画を立てて勉強をしている」といった自主学習については、全国平均と比較して5ポイント以上差があり、小中共通した課題として今後、改善に向けた取組が必要と考えています。

8ページをご覧ください。

最後に、今後の取組をのせてあります。自主学習の取組等、小学校と中学校において、共通した課題が明らかとなってきました。今後、横須賀市全体の課題として、その改善に向けた取組を行うとともに、その推移に着目していきます。

また、小学校、中学校ともに規範意識について高いということが明らかとなりました。横須賀市の児童生徒は携帯電話やスマートフォンの使用率が高いのですが、その使用についてのルールを家庭で設定し、守っていく意識も高いということがわかっています。こうした規範意識の高さは、横須賀市の児童生徒の特色としてこれから社会に出てからも重要であり、大事にしていきたいと考えています。

なお、本資料と同様の形式のものを、本日以降、市教育委員会のホームページに掲載いたします。

今後、さらに詳しい分析を行い、指導改善リーフレットを作成し、学校で活用していただく予定であります。

以上です。

(荒川委員)

まず最初に、質問ではなく意見ですけれども、横須賀の子どもたちの規範意識が高いということについてはとてもうれしく思います。これは、やはり学校、それからご家庭での取り組みの成果なのかなというふうに思って感謝したいと思います。

一方で、学習の面に関しては、まだまだ課題があるんですが、最後の「今後の取り組みについて」の最後のほうなんですけれども、「昨年度と同集団で経年変化をしてみますと、学力向上の取り組みの成果が大きくあらわれている学校もある」と書かれているんですけれども、これはどのような取り組みをして、

そのような成果があらわれたのか、具体的な取り組みのようなものが、わかる範囲で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

学力向上に成果があった学校について、まず大きな点としては、学校で、この学力向上に向けた取り組みを組織的に行っている点にあると思います。

そのために、各学校では、学力向上プランという計画を立て、具体的な取り組みを設定しながら、それをきちんと評価目標等も設定をし、検証しながら、いわゆる、PDCAサイクルを回して取り組んでいるというところです。

そして、その具体的な取り組みの中では、やはり学級集団が、整然として学習に向かう集団であるというところの大切さから、やはり、そういう学校では授業規律等が統一をされており、クラスで落ち着いて学習に臨んでいるという姿が見られております。

ともすると、各学級ごとにばらばらとした授業規律というところも散見されるんですが、そういった学力向上に成果が上がっている学校については、学校として統一をしながらそれを進めているというところが見えています。

また、一つ一つの授業において、1時間、1時間、今日は何を狙いとして、子どもたちにどんな力を身につけさせるのかという狙いがきちんと定められており、それに向かうための必要な教材、そして学習活動がしっかりと組まれている。

こういうような授業が展開されている学校は、やはりそういった学力向上の成果を示しているというところにつながっております。

これらにつきましては、各担当指導主事が学校訪問をしたときに、各校長からそういったところの学校の計画と、それから取り組みの進行状況、そして成果等について把握することについて、このような形が見えてまいりました。

全体的には、そういったところで取り組みを進めているところですが、先生方の学力向上に対する意識というものも、ここ数年、やはり向上傾向が見られる。そういったところでは、それぞれの学校においても、学年が上がるにつれて、その全国の平均に近づくといった、そういった数値的な面から見られる側面からも、向上が見受けられるというところがございます。

具体的な取り組みとしては、先ほど述べたような形のところが、成果を上げているというふうに認識しています。

以上です。

(澤田委員)

質問ではありません。意見です。

今、指導課長からあった取り組み、大変いいことだと思いますし、ぜひ、普及していただきたいと思います。

この報告の中で指摘された課題というのは、まさに新学習指導要領で求められている「資質・能力の三つの柱」に合致していて、それが、横須賀の子どもたちの弱い部分、課題であるということが明確に出されたと思っています。

基礎・基本を身につけ、それをもとに応用する力、汎用する力、多種多様な情報を取捨選択して、自分の頭で考えて問題解決していく力を育成していく、そのために「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業の見直し・授業改善していく必要があると考えます。

これは、教師集団が変わっていく必要があると思います。横須賀には、教育振興基本計画やさまざまな調査等から、しっかりとした「指導の必携」が出されております。この「指導の必携」には、これらの課題への対応策や、目指す方向が示されております。特に、各学校には、取り組むべき研究テーマが明確に定められています。

これは、非常に大事なことであるとともに力強いことでもあります。

この「指導の必携」に沿った取り組みが確実になされているかどうか、先ほど指導課長より、「指導主事が各学校を回って」、「PDCAサイクルで」というお話を伺いましたので、それらをさらに進めていただければと思います。

やはり、この進捗状況を把握していく、そして、よい成果が上がるように委員会として支援していく、また成果の普及の方策についても今まで以上に積極的に考えていく必要があると思っています。

(新倉教育長)

大変貴重なご意見をいただきまして、私もそのとおりだと思っていますので、せっかく成果が上がっている学校の取り組み方というのを、他の学校に広めないと、底力が上がってこないというふうに思っていますので、重く受けとめまして、これからの指導に努めていきたいと思っています。

(小柳委員)

私も、同じような意見になります。

今回、調査結果から「今後の取り組みについて」も、しっかりご検討いただいて、素晴らしいと思います。

これを、現場の先生方、直接、生徒指導されている先生方一人一人に浸透させるために、どのようなシステムが組み込まれているのか、ご説明いただけます。

しょうか。

(教育指導課長)

まず、この平成29年度におきまして、横須賀市学力向上推進プランという形で、本年度の学力を上げるためのプランについて、各先生方に冊子としてお配りしております。そこには、これまでの学力向上推進委員会の提言として出されました「学校が取り組むべきこと」というような具体的な内容と、それを具体化していくための視点等を示したものを、先生方に配付をし、そして、各学校に担当の指導主事、または各学校の研究にかかわる場面において、指導主事のほうから先生方に説明・周知徹底をするような動きをとっております。

(小柳委員)

ありがとうございます。今のご説明で、先生方に伝達する手段は、今までどおり確保されているようでございますけれども、こちらが伝えたことに対しての先生方からのフィードバックというか、反応というか、そういったものも、できるだけお聞きして、その意思伝達を何回もやりとりすることによって、よりこの検討結果をうまく今後につなげていけるのではないかと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

報告事項(2)『全国・関東大会結果報告について』

(保健体育課長)

保健体育課から、全国・関東体育大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

資料1ページから4ページにかけて、中学校及び市立横須賀総合高等学校の結果についてお示ししてございます。

資料の1ページに、全国中学校体育大会の結果を記載してございます。水泳競技では、田浦中学校3年生の柳川 大樹(やながわ だいき)選手が2種目において大会新記録での優勝、池上中学校3年生の鯉淵ころろ(こいぶち ころろ)選手が5位入賞を果たしました。

2ページから4ページにかけては、関東中学校体育大会の結果でございます。今年度は、横須賀市から10年ぶりにソフトテニスで関東中学校体育大会に出場したほか、陸上競技や水泳競技、柔道など個人競技で多くの選手が入賞いたしました。その他にも資料にございますとおり、多くの選手、チームが好成績を収めました。

次に4ページをお開きください。横須賀総合高等学校の全国大会出場結果についてお示ししました。定時制においては、ソフトテニスで全国高等学校定時制通信制体育大会に出場しており、個人では、5位入賞をいたしました。

保健体育課からの報告は以上でございます。

(新倉教育長)

ちなみに、水泳の柳川大樹さんですけれども、今回、中学で優勝されたんですけれども、わずか、あと数秒でインターハイ記録を塗りかえられるという大変な好成績だったというふうに報告を受けております。

今後の活躍を、また期待したいところだと思います。

報告事項(3)『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項(3)『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告いたします。

報告資料の1ページをご覧ください。

まず、「1 事業手法」についてですが、公共施設等の整備等にあたっては、平成29年4月に定められた「横須賀市PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針」に基づいて、下の図の、検討のフローに従い検討を進めています。

「(1)対象事業」ですが、給食センターの整備は、「ア「建築物又はプラントの整備・運営に関する事業」、「イ「施設建設費(設計・建設)が10億円以上」または「単年度の運営費が1億円以上」の両方の条件に該当しますので、「PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討」の対象事業となります。

2ページをお開きください。

「(2)優先的検討の方法」についてですが、「ア 検討の開始時期」、「イ 事業担当部局から総務部への協議」として、現在の状況について記載しました。

「ウ 採用手法の選択」については、優先的検討方針では、対象事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、「最も適切なPPP/PFI手法」を選択するものとされていますので、中学校完全給食事業の特性、本市の状況等を踏まえ、「横須賀市PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針(解説)」に記載の、採用手法選択フローチャートにより検討し、事業手法を選択します。「採用手法選択フローチャート」を参照しながら、3ページをご覧ください。まず、「①施設の新設又は改修を伴うもの」ですが、これには、あてはまりますので、「②設計及び建設(製造)と運営等を一括して

委託するもの」に進みます。これについては、現在、中学校完全給食を実施しておらず、運営等に携わっている職員がいないこと、小学校、特別支援学校は自校方式で実施しており、本市では10,000食規模の給食センターでの運営等に関する知識や経験を有していないこと、運営事業者の考えを施設の設計・建設に反映することにより、施設・運営品質の向上やコストの削減が期待されること、他自治体の給食センターにおいても設計及び建設と運営等を一括して委託する事例が多数あることから、「あてはまる」と判断しました。次に、「③建設（製造）に民間資金を活用するもの」に進みます。これについては、この時点では、PFIであるBTO、BOT、BOOとPFIではないDBOの4つが残っていますが、文部科学省の交付金の対象となるかなどを考慮して、PFIの一つであるBTOとDBOに絞り込みました。BTOとDBOは、事業手法としては類似していますが、資金調達や、特別目的会社の設置などの点が異なります。今後、導入可能性調査を委託により実施し、その結果を踏まえた上で事業手法を決定したいと考えています。なお、昨年度の調査による費用比較では、DBOが最も低く、BTO（PFI）が次に低いという結果でした。

4ページをお開きください。

「2 基本計画」についてです。

まず、「(1) 概要」ですが、1でご説明したBTOまたはDBOの事業手法で整備する場合においても、市が基本理念や事業の基本的な枠組み、設計・建設、開業準備、維持管理運営に求める水準を示した上で、民間事業者の知識や経験等を活用した提案を募集することになります。そのため、基本理念や事業の基本的な枠組みなどについて検討し、基本計画として定めます。

「(2) 検討体制」については、教育委員会事務局で案を作成し、各検討組織から意見を聴取し、検討を進めたいと考えています。また、中学校完全給食実施等検討特別委員会に検討案を報告し、意見を聴取した後、教育委員会定例会において決定します。

最後に、「3 導入可能性調査・基本計画スケジュール（案）」です。まず、29年9月に、PFI等導入可能性調査を事業者に委託しました。10月には、中学校完全給食推進本部専門部会と、中学校完全給食推進連絡協議会を開催し、基本計画で定める内容等について、意見をいただく予定です。また12月には、中学校完全給食実施等検討特別委員会に基本計画や導入可能性調査について検討状況等を報告し、PFIまたはDBOで実施することになった場合には、アドバイザー業務委託に関して、補正予算案を上程したいと考えています。補正予算案が可決されれば、平成30年1月を目途に、アドバイザー業務委託に係るプロポーザルを開始し、平成30年3月には、アドバイザー業務委託の事業者を決定し、整備・運営事業者の選定に係る事務を開始したいと考えています。

以上で、報告事項（3）『中学校完全給食に向けた検討状況について』の報告を終わらせていただきます。

（質問なし）

（理事者報告なし）

（理事者への質問）

（小柳委員）

今朝も、Jアラートが鳴って、びっくりした方もいらっしゃると思いますが、これに関して、学校における対応を検討されていることがありましたら、教えていただけますでしょうか。

（教育指導課長）

Jアラートの発報時における学校の対応につきましては、先般、9月12日の市立学校長会議において、特に子どもたちの登園・登校についての対応について、一つの方向性をお示しさせていただいております。

そこで周知をした内容につきましては、まずは、Jアラートが神奈川県を対象地域として発報されたというふうな限定のもとです。今朝も神奈川県は対象地域にはなっておりませんので、テレビの画面では、Jアラートということが報道されますが、実際には神奈川県を対象としては発報されておられません。

ですので、各学校・園につきましては、神奈川県をまず対象として、Jアラートが発報したときの対応ということをお示しをさせていただいております。

それぞれ子どもたち、それから教職員のとるべき対応ということについては、国の内閣官房から示されたものを、まず提示をしています。屋外にいる場合、屋内にいる場合、どういう行動をとるべきなのかということ、まずはお知らせをしました。

そして、2点目として、学校の、特に登園・登校にかかわっての対応ということについては、まずJアラートにより「発射報」、要するに今回の場合については「北朝鮮からミサイルが発射されました」と、こういうものがJアラートで発報されます。

具体的には、本市における防災行政無線で、まずはサイレンが鳴ります。そして、その後メッセージが伝達されます。ほぼ同時期くらいに、多少、メールのほうが遅れるようですが、緊急速報メールというもの、それからNHKを中心とした報道等によって、それが発報されるような仕組みになっております。

各学校、ご家庭においては、この「発射報」が、もし課業時間外に発報された場合については、いったん、教育活動に向けては、自宅待機という扱いにさせていただきます。

例えば、今日は7時ぐらいに発報されましたので、今日のパターンで言えば、その時点でご家庭では、まずはいったん、自宅待機なんだなというご判断をしていく形になります。

その後、「通過報」、「今、どこどこを通過した模様です」という、そういうJアラートや緊急速報メール、その後、「どこどこに落下しました」、今日の報道では「着水」という言葉を使っておりましたが、「落下をしました」という「落下報」というものが最後に流れてきます。

それで、「落下報をもって安全確認」という形を、今、周知をさせていただきます。

これは、本市のそういった面を扱います危機管理課のほうとも連携をとらせていただいております。市の対応についても、この「落下報」をもって通常の業務に戻るというふうになっておりますので、学校の対応についてもそれに準じた形の中で、「落下報をもって安全確認」、すなわち、そこからまた登校・登園をしていただくというような形になっています。

もし、これが授業中に発報された場合につきましては、まずはいったん、教育活動を中止していただいて、例えば教室であれば、窓のない部屋というのはなかなか学校には難しい状況もありますので、子どもたちは教室の中心に集まり、机の中に頭を隠す、または、防災頭巾等があれば、それをかぶるということで、ガラスが破損して、それによってけがをすることのないような、そういう行動をとっていただきつつ、先ほども申し上げた「落下をもって学校は安全確認とし、教育活動を再開する」。

そのような形で、現在、周知をしております。

(小柳委員)

ありがとうございます。かなり具体的に検討されているということで、ひとつ安心しました。

それから、生徒たちは、かなり不安に思っているようです。生徒たちまでは、まだ今の対応は伝わっていないようですので、生徒にもなるべく早いうちに、対応方法について伝えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(新倉教育長)

私のほうから、若干補足をさせていただきますと、今回、Jアラートという

ものが、発射のまず連絡が出るんですけども、最終的に政府として安全確認という報告は、この仕組みの中に入っていないというのが、一番わかりにくいところなんだと思っています。

政府の判断としては、「ミサイルが通過しました」、あるいは「ミサイルがどこどこに落下しました」という情報があった段階をもって、「そのエリア以外の方は安全なんだと読み取ってください」という、そういうアラートの情報を担っているような気がします。

だから、今回もそうなんです。実質的には北海道を飛び越しているんですけども、日本全国9つのブロックに分けていますけれども、当該区域以外に、関連する地域というところに一斉に発信するという形になっています。

したがって、今回も北海道から東北のエリアになりますと、なぜか群馬県は含めますが長野県まで行き、関東は外れるという、そういう設定が、なかなか複雑につくられてしまっていますので、この辺が十分に保護者の皆さんに伝わっていければ、まだご理解しやすいのかなと思うので、できる限り学校細部のなかでも、こういう取り扱いをするんだということについては、周知を努めさせていただきたいというふうに思っております。

すみません。立場がまだ2つあるんで、申しわけありませんが、そのような状況で、今、努めさせていただいている状況です。

日程第4 議案第45号は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年9月15日（金） 午前10時42分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡